

税務と経営

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.co.jp/>
E-mail support@ep-support.co.jp

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

ヒント

腐らない 人生には失敗や挫折はつきものである。肝要なことは、その時に腐らないこと、とノンフィクション作家の立石泰則氏はいう。債務超過だったWOWOWを再建した佐久間昇二氏は松下電器産業在職時に労働組合活動をし、ハンブルグに出向させられたが、腐らずに欧州市場で活躍中、後の山下社長の目に留まり、帰国後は副社長までに。経団連の会長を8年も務めたトヨタ自動車の奥田碩氏は入社17年目に、上司と衝突しマニラに飛ばされたが、巨額な延滞金を回収。才能を見抜いた豊田章一郎社長が帰国させた。アップルの創業者スティーブ・ジョブズ氏は自分が作った会社を追われたが、十余年後、復帰した。宝島所載。

ヒント

税務 ミニガイド

会社が、その有する宿泊施設や体育館等の福利厚生施設を従業員等に利用させる際に受ける利用料については、資産の譲渡等に該当し、消費税の課税売上げとなります。

ただし、利用料を収受しない場合には、資産の譲渡等には該当しませんので、課税売上げにはなりません。



ツクシ (静岡)

藤田麻生/オアシス

貸倒損失の処理

□貸倒損失

法人税法において、貸倒損失が発生した場合には、その発生した日の属する事業年度の損金となりますが、何をもって貸倒れと認識するかが問題となります。ここでは、貸倒損失について確認していくことにします。

□法的な債権の消滅

次のような法律上の債権切捨て等の事実があった場合には、その切り捨てられる金額は、その事実が生じた事業年度の損金の額に算入されます。

- ①会社更生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、会社法、民事再生法の規定による切捨て
- ②法令の規定による整理手続によらない債権者集会の協議決定及び行政機関や金融機関などのあっせんによる協議で、合理的な基準による切捨て
- ③債務者の債権超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合に、その債務者に対して、書面で明らかにした債務免除

□貸倒処理をしていない場合

法的な債権の消滅の場合には、全額が回収不能の場合や売掛債権の特例と異なり、法人が損金経理していなくても、損金算入されることとなります。

したがって、法人が損金経理していない場合には、別表四において「貸倒損失認定損」として減算処理することとなります。

□全額が回収不能の場合

債務者の資産状況、支払能力等からみて、その全額が回収できないことが明らかになった場合は、その明らかになった事業年度において、貸倒損失として損金経理をすることができます。

ただし、担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ、認められません。

また、保証債務については、現実に行なった



○エレベーターが日本で初めて登場したのは江戸時代。水戸藩主・徳川斉昭が創設した偕楽園の好文亭にある運搬機。当時は電気がないので、人が乗ったのではなく、小型のリフトに物を載せ、手綱を引いて上下させていた。現在のような人を乗せるものは1890年に、浅草に建てられた凌雲閣。塔の1階から8階までを、20人を乗せて運ぶことができた。



後でなければ、貸倒損失とすることはできません。

□売掛債権の特例

法人の営業活動から生じた売掛金や未収請負金などの売掛債権について、その全額が回収不能であるかどうかが明確でない場合でも、次に該当する場合には、その売掛債権の額から備忘価額（1円）を控除した残額を貸倒損失として損金経理をすることができます。

この特例は、貸付金などは対象となりませんし、下記①の取引の停止は、継続的な取引を前提としていますので、例えば、不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する売掛債権については適用されません。

- ①継続的な取引を行っていた債務者の資産状況、支払能力等が悪化したため、その債務者との取引を停止した場合で、その取引停止の時と最後の弁済の時などのうち最も遅い時から1年以上経過したとき。

ただし、その売掛債権について担保物のある場合は適用できません。

- ②同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払いを督促しても弁済がないとき。

給与所得者の 副収入と確定申告

給与所得者といえども副収入がある場合は多いと思われる。例えば身近なケースとしては次のようなパターンです。①株式の配当、②貸付物件からの家賃収入、③内職、原稿料などの収入。このような収入のうち②と③については不動産所得や雑所得として必要経費が認められます。今回はこれらの収入と確定申告についてケースごとに考えてみます。

□副収入の所得がプラスのケース

原則として副収入の所得（収入－必要経費）は確定申告で給与所得に合算されなければなりません。但し、給与収入2,000万円以下の給与所得者で、給与所得以外の所得が20万円以下のケースでは、所得税の確定申告は不要となります。一方、給与収入が2,000万円超の者は、年末調整が未精算ですのですべての所得を確定申

告する必要があります。

□副収入の所得がマイナスのケース

副収入が不動産所得や事業所得であれば、そのマイナスを給与所得と損益通算して給与所得にかかる所得税が還付されるケースもあります。雑所得の場合には損益通算はありませんので注意してください。

□副収入の所得が配当所得のケース

配当所得が非上場株式のケースでは住民税の課税に留意しなければなりません。すなわち、非上場株式の配当収入は、所得税では1銘柄年10万円以下の少額配当は申告不要を選択できますが、住民税の扱いは異なり少額配当でも申告して総合課税を受けなければなりません。

□留意点

確定申告が不要とされるケースでも、自ら進んで確定申告をすることは可能です。副収入に対して所得税が源泉徴収されているケースでは、住民税負担をトータルしても、確定申告をする方が有利となるケースもあります。

ケースごとに試算してみるのが肝要です。

ナマの税務相談室

Q 私は1昨年妻を亡くしており、50歳になる1人息子（甲）は結婚しないと意志を固めております。私の死んだ後どうなるのか、将来を考えると私の財産の行方など心配で夜も眠れない日があります。

A そうでしょう。近年の問題は少子高齢化時代と言われているように子供が1人か2人、しかも結婚年齢が遅いか、結婚しないという、親としてもやきもきさせられますね。

Q 本当にやりきれないですよ。妻は孫が欲しいと言いつつながら願い叶わず亡くなりました。私もいよいよ80歳を迎え、財産の整理や方向付けを考えていますが、息子が結婚しないことを前提として考えたいと思っています。それについて普段、私の身辺を心配して下さる方が、養子を縁組した相続対策を考えては、と示唆して下さいました。今日は法的にどうということなのか、いろいろご相談いたしたく参りま

少子高齢化時代の ある悩み

した。

A わかりました。本当に時は待ってくれませんから、そのような深刻な悩みを持っている方が最

近増えましたね。

ところで、今のお話からご心配の本音は甲の死去の場合の財産の問題ですね。貴方がお亡くなりになった後は甲の推定相続人は直系尊属、配偶者、兄弟、直系卑属が皆無ですから相続人不在です。民法809条によれば養子は縁組の日から養親の嫡出子の身分を取得するとあります。更に、縁組が行われると養子と養親の血族との間にも親族関係（法定血族関係）が発生（民法727条）するので、甲と養子とは民法上は兄弟となります。このことから、貴方の死亡後に、甲に相続が開始すると甲の相続人として養子が相続人となります。

Q お話を伺いまして、やっと気持ちが落ち着きました。

親亡き後を支える 障害者非課税信託

平成25年の贈与税の非課税に絡む税制改正としては教育資金の非課税に話題が集中していますが、同じく平成25年4月1日施行のものとして、「特定障害者非課税信託」があります。

制度の創設ではなく、従来の「特別障害者非課税信託」制度を拡充したものです。特別障害者の従来からの非課税枠6,000万円のほかに、一般障害者用として3,000万円の非課税枠が新設されました。ただし、すべての一般障害者が対象ではなく、知的障害(中度・軽度)の方、精神障害(2又は3級)の方、及び精神又は身体障害の65歳以上の方(市町村長の認定者)に限定されます。

障害者を子に持つ親としての不安を解消し、「親亡き後」における障害者の単身での生活を長期間に亘り支えるものとして用意されているものです。ただ、預金保険、投資者保護基金の対象外で、信託報酬も割高なためか、信託数、受益者数は1000件に満たず平均残高は2,500万円未満というのが平成24年末の信託協会公表実績です。

また、類似のものとして、地方公共団体が実施する共済制度があります。所得控除の小規模企業共済等掛金控除の「等」に該当するものがそれです。

共済加入者(保護者)が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、加入者の

死亡又は重度障害のとき、心身障害者に対して、終身一定額の年金を支給するもので、都道府県、政令指定都市が条例に基づいて実施している全国的な相互扶助制度です。

掛金は実施主体の自治体を介して保険料として生命保険会社に支払われ、加入者が死亡又は重度障害者となったときに生命保険会社から支払われる保険金が信託銀行に預けられ、信託銀行はそれを運用しながら心身障害者に年金を支払う仕組みとなっています。この仕組みの故に、加入の条件として、生命保険会社による申込者の告知書(健康状況)の審査を経ることになっています。

受け取る年金は、所得税・相続税・贈与税のそれぞれの非課税とされており、支払掛金は生命保険料控除ではなく、全額、支払者の所得控除額にすることができます。

3月は学校や官公庁の業務年度の最終月。水ぬるむ割には、何かと慌ただしい年度末です。税務でも、所得税の確定申告、贈与税の申告など。納税者も税理士も、税務署も大忙しです。
6日啓蟄。21日春分。

「雪残りつつ水ぬるむ城下町 紀陽」
水底にひそんでいた魚も動きはじめ、水草も生えてくるなど、春の動きが感じられます。



一つのドアが閉まれば、もう一つのドアが開きます。それはバランスをとるための、自然の法則なのだ。
(カナダの歌手 ブライアン・アダムス)

3月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○ 2月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	10日	○ 2月分個人住民税特別徴収分の納付	
○ 25年分の所得税確定申告	17日	○ 25年分の個人住民税・事業税の申告 (所得税確定申告者は申告不要)	
○ 25年分の贈与税申告	"		
○ 青色申告の承認申請 (それに伴う専従者給与届等の提出)	"		
○ 25年分の個人事業者の消費税申告	31日	○ 1月決算法人の確定申告	
○ 1月決算法人の確定申告	"	○ 7月決算法人の中間(予定)申告	
○ 7月決算法人の中間(予定)申告	"		

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。